

想、とくに部分的な関税撤廃など問題の発展いかんによっては爾余の世界に対する差別的影響の可能性を多分にはらんでいる好ましくない側面が含まれていることも忘れてはなるまい。したがって、われわれもまた、自由通商主義と地域経済の発展という新たな事態の発展に対し十分適応し得る体制を整える努力を続ける一方、以上のような米国的新政策の今後の展開については、引き続き注視していく必要があると思われる。

欧州共同市場の第2段階移行

E E C理事会は1月14日、E E Cが本年以降第2段階に移行することを決定した。この問題は、E E C理事会で、旧年12月18日からほとんど連日、討議が続けられてきたが、移行の前提である共通農業政策を中心話し合いが難航し、一時は第2段階移行が1年間見送られるのではないかとさえみられていた。しかしながら、英国のE E C加盟交渉の再開を控え、また西欧統合化への強い政治的要望なども背景となって、13日の深更に至りようやく共通農業政策で妥協点が見いだされ、前記の決定をみたわけである。

(共通農業政策をめぐる折衝過程)

E E Cは1958年に発足してから、12~15年の経過期間内に關税同盟の形成と域内経済の完全統合を実現しようとするものであるが、その間の移行過程を原則として4年ずつの3段階に分け、漸進的に最終目標を実現しようとしている。第1段階はE E Cの基礎固めの段階で、まず關税同盟の形成に重点が置かれるが、これとともに資本・労働の自由化や、農業や社会政策面でもある程度の統合措置が進められる。第2段階はE E C体制がさらに整備され、強化される段階で、引き続き關税同盟の形成が促進される一方、経済統合面でも多くの具体的措置が推進され、その政策目標はしだいに域内の経済統合に重点を移していくことになる。

E E Cが第1段階で行なわなくてはならない政策措置としてローマ条約に規定されたもののうち大半はすでに実施されているが、①共通農業政策、②不公正競争に対する規制措置、③性別による賃金差別の撤廃、などの点では加盟国の折合いがつかず、これまで具体的措置は見送られてきた。今回の話し合いでは②と③についてはともかく解決がついたが、農業問題では各国の利害関係が錯綜してその調整は多くの困難を伴い、第2段階移行への決定を遅らせる最大の要因となった。

共通農業政策の決定が難航したについては多くの理由がある。元来共通農業政策のねらいは、農産物についても原則として域内に単一市場と単一価格を成立させ、域内の適地適産主義を貫こうとする点にあった。しかし国によって農業の発展度や性格が違い、しかも一般に弱体経営が多く、それが伝統的な保護政策のもとに温存されてきたという事情に加え、各国ともに農民が強い政治的発言力を持っているなど、共通政策の実施をはばむ条件が多い。とりわけ話し合いを困難にしたのは西ドイツとフランスの鋭い利害の対立であるが、これは共通農業政策が域内自給度の向上という性格を持つ点と関連して、共通農業政策の実施が結局輸入農産物への依存度の高い西ドイツなどの犠牲においてフランス農業が多大の利益を受けることになるからである。

共通農業政策をめぐる論点は①農産物の価格体系の決定、②統合の具体的日程、③各国に認められるエスケープ・クローズの内容、④農業基金の出資分担や使途の問題、など多岐にわたったが、価格問題に関する西ドイツとフランスとの対立が曲りなりにも調整されることによって難航した話し合いもついに妥結点に到達したわけである。

(第2段階移行の意義)

第2段階移行はそれじたい新しい統合措置を伴うものでないが、これにより、1969年末にE E Cが完成することが確実視されるに至ったこと、さらに今後E E Cは経済統合面で多くの重要問題を、理事会(E E Cの最高の意思決定機関)の特定多数

決(注)で決定できること(従来は全会一致が意思決定の要件)などの点できわめて注目される。特定多数決方式では、いかなる大国も単独では拒否権を行使できなくなる。各国のこうむる主権制限はそれだけ強まるわけであり、その意義はきわめて大きい。

(注) 特定多数決は、理事会の総投票数17票(フランス・西ドイツ・イタリア各4、オランダ・ベルギー各2、ルクセンブルグ1)中12票の賛成で決定される。

他方このような形式面を別にしてみても、第2段階移行決定に示された関係国の団結力は、今後E E Cの統合化への歩みを一段と拍車する原動力となるものと考えられる。すでに域内関税については、新段階にはいって60~80%まで引き下げられるであろうとの観測が行なわれている。資本や労働力の自由化や農業や運輸などの共通政策の実施により、域内経済の均質化は一段と進展するであろう。

また、これによって英国などの加盟交渉も大きな影響を受けるだろう。英国などの加盟によってE E Cの結束が乱されるという懸念が薄らいだ結果、今後の加盟交渉がいっそう円滑になるであろうし、また農業問題の解決について、西ドイツの主張が多く取り入れられたために、英本国農業にとっては比較的受け入れやすい線でまとまつたことも見のがせない。このように第2段階移行とともに、E E Cはその強大な経済力と国際競争力を背景に、国際経済上にいよいよ大きな影響力を發揮しようとしている。今回の移行決定後の1月16日に妥結をみたE E Cと米国との主要工業製品20%の関税引下げ協定などはその現われである。また第2段階移行を契機に、西欧各国首脳の間で欧洲の政治統合促進に関する発言や動きが活発化したこととも注目すべき動きであろう。こうした雰囲気のもとに、またとくに最近の国際金融情勢の発展を考えるならば、かねて問題となりつつある欧洲の通貨面の統合ということも、今後単なる話題以上のものとなっていく可能性もあるとみなければならぬまい。

中ソ貿易の動向

中ソ両国の貿易は、1950年および54年にソ連から中共に供与された合計4.3億ドルに上る借款および1953年以降4回にわたる長期経済協力協定、ならびにココムおよびチンコムによる自由諸国の対中共輸出制限措置を背景として、著しく伸長した。すなわち、中共建国の翌年である1950年の輸出入合計は5.1億ルーブル(本文中はすべて新ルーブルに換算、約5.7億ドル)にすぎなかつたが、1959年には18.5億ルーブル(約20.5億ドル)となり、この間3.6倍に増加した。このため、中共の貿易総額に占める対ソ貿易の比率は、1950年の31%から、1952年には57%へ上昇、その後、1955年の62%を頂点として若干の低下を示したもの、常に50%以上を維持し、中共にとって、ソ連が最大の貿易相手国となっている。一方、ソ連にとっても、中共は東ドイツと1位を争う重要な貿易相手国であり、対中共貿易は、ソ連の貿易総額の2割近くを占めてきた。

両国間の取引品目をみると、中共の輸入では、生産財が常に総額のほとんど全部を占めているが、そのうちでもとくに機械および設備類、石油、鉄鋼ならびにそれらの製品の占める比重が大きい。すなわち、1950年においては、輸入総額のうち、機械および設備類は10%、鉄鋼および同製品は5%、石油および同製品は3%にすぎなかつたが、1959年においては、それぞれ62%、8%、および21%に上伸している。一方、中共の輸出では、農畜産品が総額の5割余を占めているが、注目されることは、輸出に占める繊維品の割合が、1952年の3%から、1957年18%、1959年37%、1960年40%と急激な上昇を示していることである。

しかし、1960年にはいり、中ソ貿易は中共の凶作を主因とする経済情勢の悪化とこれに伴う輸出力の減退とにより縮小に転じている。

すなわち、1960年の貿易は、中共側輸出763.3